

仮称越谷広域斎場整備等事業

要求水準書

平成15年4月

越谷市

目次

1. 総則	1
1.1 施設整備の目的.....	1
1.2 整備基本方針.....	1
1.3 業務の概要.....	2
2. 施設の整備に関する要求水準	3
2.1 施設整備の与条件.....	3
2.2 敷地整備に係る要求水準.....	4
2.3 施設整備に係る要求水準.....	5
3. 施設の運営に関する要求水準	24
3.1 総則.....	24
3.2 施設の運営時間、利用料金.....	24
3.3 火葬炉運転業務.....	24
3.4 利用者受付業務.....	25
3.5 告別業務.....	25
3.6 炉前業務.....	25
3.7 収骨業務.....	25
3.8 売店及び食堂業務.....	26
3.9 葬祭場運営業務.....	26
3.10 動物炉運営業務.....	27
3.11 霊柩自動車運送業務.....	27
3.12 料金徴収代行業務.....	27
3.13 その他事務支援業務.....	27
4. 施設の維持管理に関する要求水準	28
4.1 総則.....	28
4.2 建物保守管理業務.....	28
4.3 建物設備保守管理業務.....	28
4.4 外構維持管理業務.....	28
4.5 清掃業務.....	29
4.6 環境衛生管理業務.....	30
4.7 残骨灰及び集じん灰の管理業務.....	30
4.8 警備業務.....	30
4.9 火葬炉保守管理業務.....	31

1. 総則

1.1 施設整備の目的

本圏域では、既存斎場施設の老朽化及び狭隘化が進んでいるのが現状である。今後、急速な高齢化を迎え、施設利用の増加が予測されることから、新しい施設を早急に整備する必要がある。

埼玉県東南部都市連絡調整会議による「4市2町による斎場の在り方に関する調査報告」(平成8年3月)においても、越谷市斎場と吉川市火葬場の両施設について、「...総需要が増加する動向を踏まえると、...稼動状況は限界に達しており、...これら2つの施設を主に利用している越谷市、吉川市(平成8年4月市制を施行)及び松伏町の1市2町では、特に将来に対しての不安が大きい。」と報告している。本調査報告を受け、市は「越谷広域斎場基本計画」(平成13年3月)を策定し、小規模分散配置から適正規模に統合整備し、広域の総合斎場を整備することにした。

本事業を進めるにあたっては、施設規模拡大に伴うメリットの確保、周辺環境との調和、総合的な斎場サービスの質の向上等を図ることが必要である。また、財政支出の削減、効率化を図っていくことも本圏域の重要な課題であることから、PFI方式の導入により、民間活力によるサービス水準の向上を図り、かつ、効率化財政支出の削減、財政支出の長期平準化を目指すものである。

1.2 整備基本方針

(1)環境への配慮

- ・周辺環境への影響を最小限に抑えるために、ダイオキシン発生の抑制や煤煙の除去が十分に行える最新の火葬炉設備を備える。
- ・周辺の景観を活かし、自然と調和した施設とする。

(2)利用者、地域に配慮した空間構成

- ・死者の尊厳を重んじるとともに、遺族の方の心情に配慮した空間構成とする。
- ・土地の歴史風土を重んじ、固有の文化の継承に配慮した意匠とする。
- ・明るく現代的な施設とするとともに、特定の宗教色に偏らない現代的感性による象徴的空間とする。

(3)効率的な運営を実現する施設構成

- ・動線とゾーニングの明確化を図り、省力化に配慮しながら、管理効率の良い施設とする。
- ・合理的な設備計画によるランニングコストの低減を図るとともに、省エネルギー手法や省資源などを含め、ライフサイクルコストの縮減を図る。

(4)利用者の心情に配慮した運営

- ・受付や誘導など、遺族の心情に十分配慮したサービスを提供する。

1.3 業務の概要

当事業は主として次に示す2つの業務から構成されるものであり、各業務の名称、実施期間等は以下に示すとおりである。

1.3.1 斎場施設の設計及び施工に係る業務

(1) 工事名

仮称越谷広域斎場建設工事

(2) 工事内容

火葬場、葬祭場及びその附属施設（以下「斎場施設」という。）に係る施設一式の建設工事

1.3.2 斎場施設の運営及び維持管理に係る業務

(1) 業務名

仮称越谷広域斎場運営業務

(2) 業務内容

斎場施設の運営及び維持管理

(3) 期間

供用開始予定日から平成38年3月末まで

2. 施設の整備に関する要求水準

2.1 施設整備の与条件

2.1.1 敷地条件

(1)位置

埼玉県越谷市大字増林地内

(2)交通アクセス

東武伊勢崎線越谷駅より約4km

(3)面積

32,200m²

(4)区域区分

- ・越谷都市計画区域、市街化調整区域
- ・河川法の河川保全区域（一部）
- ・農業振興地域内農用地外

(5)地質・地盤

斎場建設に伴う地質調査委託報告書概要版参照

(6)周囲の状況

- ・越谷市の北東部の増林地域で、大落古利根川に接し、川を挟んで松伏町に面している。
- ・斎場用地の南側、西側には農地と住宅が混在している。

2.1.2 インフラ整備状況

電力以外は、現在計画中の周辺道路に埋設を予定しているため、別紙計画図を参照し、計画すること。

(1)上水道

計画道路の水道管を利用すること。（別紙計画図参照）

(2)下水道（汚水）

合併浄化槽を設置し、浄化槽から計画道路の排水路へ接続すること。（別紙計画図参照）

(3)下水道（雨水）

敷地内に建物分の貯留施設を設置し、貯留施設から計画道路の排水路へ接続すること。（別紙計画図参照）なお、敷地に対する調整池は、別途、市が計画する。

(4)ガス

都市ガス（天然ガス13A）については、計画道路のガス管を利用すること。（別紙計画図参照）

(5)電力

近隣の既設の電力から引き込むこと。

各種参照資料は、説明会にて配布する。

2.1.3 関係法令・設計基準等

- ア 墓地、埋葬等に関する法律
- イ 都市計画法
- ウ 建築基準法
- エ 消防法
- オ 電気事業法
- カ 大気汚染防止法
- キ 悪臭防止法
- ク 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ケ 騒音規制法
- コ 振動規制法
- サ 労働安全衛生法
- シ 高圧ガス事業法
- ス 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
- セ 危険物の規制に関する政令
- ソ 火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針
- タ その他関係法令等：上記以外の施設整備に関連する法令は遵守すること

2.1.4 工事に伴う条件

資材等の搬入道路周辺や工事場所周辺への騒音や振動等に配慮するとともに、損害を与えた場合や苦情があった場合は、事業者が対処すること。

2.2 敷地整備に係る要求水準

2.2.1 敷地造成

- ・ 斎場用地の造成は、事業者が実施すること。
- ・ 斎場用地のレベルは、計画堤防の高さより若干嵩上げ、T P + 5 . 5 m程度とすること。
- ・ 必要に応じて、圧密沈下対策を講じること。

2.2.2 外構計画

- ・ 周辺の風景との調和を図ること。
- ・ 市道から敷地へのアプローチ道路は完全舗装すること。
- ・ 法面等が発生する場合には、有効な転落防止措置を講じること。
- ・ 市道からアプローチ道路への進入と敷地内の誘導用サインを整備すること。
- ・ 敷地内空地は原則として、高中低木及び芝張等により良好な環境の維持に努めること。
- ・ 敷地内緑化率は5%以上とすること。
- ・ 建築物との取り合い部やスロープ箇所等、地盤沈下対策を十分検討すること。

2.2.3 駐車場計画

計画駐車台数の2%以上の車椅子利用者用駐車場を確保することを前提に、事業者の提案とするが、以下の点を留意すること。

- ・職員及び業者の駐車場を、別途20台程度確保すること。
- ・霊柩車並びに会葬者の車輛と職員及び業者の車輛の動線が交錯しないようにすること。
- ・駐車場の舗装は雨水浸透型とすること。

表1 斎場施設駐車場の参考駐車台数

車種	火葬場駐車場	葬祭場駐車場
マイクロバス	15台程度	5台程度
普通乗用車	200台程度	200台程度

2.2.4 施設配置

- ・施設は周辺環境に配慮し、建物の高さを抑えること。
- ・日照や眺望に配慮した施設配置とすること。

2.3 施設整備に係る要求水準

2.3.1 設計の基本方針

- ・設計にあたっては、公共建築物の社会的使命や機能を十分認識し、安全性、合理性、耐久性及び経済性等を追求した計画とすること。
- ・高齢者や障害者をはじめ、全ての利用者が安心して利用できる施設づくりを行うこと。
- ・故人の尊厳を重んじた人生終焉の場に相応しい空間構成と遺族の心情に配慮し、一連の儀式がスムーズに執り行われるように工夫すること。
- ・運営及び管理する上で、効率的な動線となるように配慮すること。
- ・各施設の空間的繋がりに配慮し、建物内部のフロア構成を計画すること。
- ・省エネルギー及び省資源対策に十分配慮するとともに、ライフサイクルコストを考慮し、施設の長寿命化が図られるよう努めること。
- ・喫煙スペースを適宜設置し、分煙に配慮すること。

2.3.2 建物の意匠

- ・建物外観の意匠は、周辺の景観と調和し、かつ人生終焉の場として相応しいものとする。
- ・明るく機能的な施設とするとともに、特定の宗教色に偏らない施設とすること。
- ・使用材料は、耐久性や経済性を十分検討し、華美な装飾は避け、維持管理の容易なものを選択する。また、ホルムアルデヒド等の有害物質が発生するおそれのあるものは使用しないこと。

2.3.3 建物の構造

(1)ユニバーサルデザイン対応

施設の設計においては「高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」及び「埼玉県福祉のまちづくり条例」に示された基準を満たすこと。

(2)耐震性能

- ・施設の構造については、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」（旧建設大臣官房官庁営繕部監修）の重要度別割増係数を1.25とすること。
- ・設備の耐震対策については、「建築設備耐震設計指針及び同解説」（旧建設省住宅局建築指導課監修）の耐震クラスをAとすること。

(3)施設の耐用年数

- ・施設の計画耐用年数は50年以上（ただし修繕及び更新を考慮する。）とすること。
- ・事業期間内に大規模修繕が発生しないようにすること。
- ・個々の部位、部材、設備、部品等の耐用年数については特に定めないが、事業者は少なくとも計画耐用年数を満たすように施設の各部について合理的な長期修繕計画を立て、それに基づく材料の選択、施設の設計及び事業期間にわたる施設保全を行うこと。

(4)地球環境保護への配慮

本施設の設計、建設及び維持管理においては、「省エネルギー法」に示されたエネルギー使用の効率に関する基準を積極的に取り入れるとともに、建物のライフサイクル全体での省エネルギー及び省資源化に努めること。

(5)標準仕様

- ・設計及び施工においては、原則として最新版の「建築工事共通仕様書」、「建築設計基準及び同解説」、「建築設備基準・同要領」、「電気設備工事共通仕様書」及び「機械設備工事共通仕様書」（いずれも国土交通省（旧建設省）大臣官房官庁営繕部監修、以下「建設工事共通仕様書」という。）の各仕様書の第一章「一般共通事項」及び各章の第1節「一般事項」を共通仕様として用いること。
- ・建設工事共通仕様書の上記以外の部分についても参考とすること。

2.3.4 火葬場（火葬炉を除く建物部分）

- ・火葬場には、火葬業務の円滑な運営が可能となるように、火葬炉数や利用者ニーズ等を踏まえた告別、収骨及び休憩のスペースを確保するものとし、各スペースの配置、規模等については事業者の提案とする。
- ・想定職員数（市の職員2～3名を含む）に応じた事務室と職員休憩室を設けることとし、職員休憩室には、仮眠可能なスペースを設けること。なお、当該スペースを葬祭場と共有する提案も可とする。

- ・打ち合わせ、視察等に対応するための会議室（30名程度収容）を設置すること。
- ・動物炉で火葬された動物を供養するための合同碑等を設置するものとし、設置にあたっては、周辺環境との調和に配慮すること。

2.3.5 葬祭場

- ・葬祭場には、式場を4室確保するものとし、全体の利用可能人数は概ね320人程度とすること。
- ・各式場の利用形態に応じ、葬祭業者用の控えスペースを確保すること。
- ・葬祭場には、式場に付随して適宜お清め室及び遺族控室を設けること。
- ・葬祭場には霊安室を1室確保する。霊安室の規模は、8体以上を安置できるものとする。
- ・施設の夜間運用及び夜間警備体制に配慮した施設構成とすること。
- ・越谷市が保有する貸出用祭壇を保管できるスペース（20㎡程度）を設けるものとする。
- ・場外用花輪は禁止するため、室内用の花輪の設置場所等について配慮すること。

2.3.6 予約受付システム

(1) 基本的事項

- ・火葬場及び葬祭場の予約受付システムを導入し、パソコン端末から24時間予約できるようにすること。
- ・技術革新に対応できるシステムとすること。
- ・故人や遺族のプライバシーに配慮して、予約情報の漏洩や改ざん等を防ぐ手段を講じること。
- ・機器類の故障や災害等の不測の事態に備えて、代替手段及びバックアップ体制を確立すること。
- ・動物炉の予約は、電話等による受付など別途考慮すること。

(2) システム構成

ハードウェア

サーバ : システムサーバ、データベースサーバ、Webサーバを各1台設置する。

パソコン端末 : 斎場施設内と2市1町の本庁舎に専用端末を各1台設置する。

周辺機器 : プリンタ、ルータ、モデム等、詳細は事業者提案とする。

ネットワーク回線 : 斎場のシステムサーバと2市1町の専用端末のネットワークは専用回線とし、容量、費用等を勘案のうえ、事業者の判断で選択すること。
なお、市の出先機関及び葬祭業者からのアクセスはインターネットを活用する。

バックアップ装置 : 事業者提案とする。

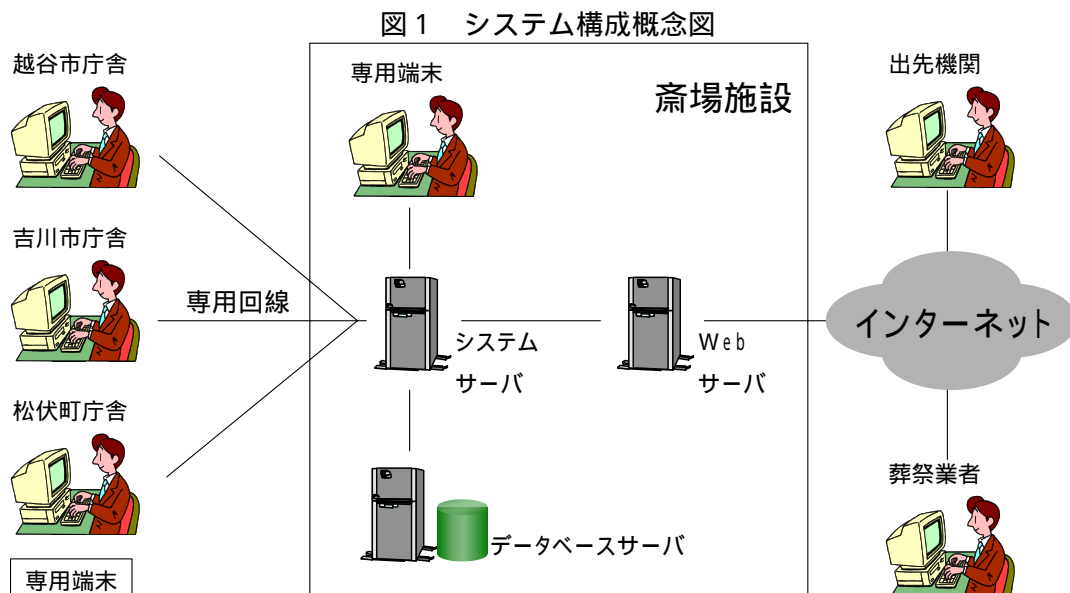
ソフトウェア

OS : 安定性、汎用性等を考慮し、事業者の判断で選択する。

セキュリティ面に細心の注意を払うこと。

インターフェース：サーバは、場内の職員が管理しやすいインターフェースとする。

パソコン端末は、行政職員が利用する場合を想定して、使いやすいインターフェースを用意する。



(3)主な機能要件

以下の機能を基本要件とし、各々の詳細及び付加機能は事業者提案とする。

予約機能

以下の予約方法に対応すること。

- ・ 葬儀業者がパソコン端末で予約を行う。
- ・ 行政職員が役所の窓口で予約を受け付け、パソコン端末から予約を行う。
- ・ 場内の職員が窓口で予約を受け付け、パソコン端末から予約を行う。
- ・ 葬祭業者の当システムの利用については事前登録制とする。登録業者にはID及びパスワードを発行し、予約システムへのアクセス時には入力を必須とする。
- ・ 電子メールにより、予約確認書を自動的に発送できるようにする。

スケジュール管理機能

- ・ 施設の稼働状況を把握し、正確かつ迅速な予約受付ができるようにすること。
- ・ データの出力機能を持たせ、スケジュールや過去の稼働実績を容易に確認及び集計できるようにすること。

案内表示機能

- ・ 予約システムと連動式の電子案内表示板を設置すること。

2.3.7 建物設備仕様

(1) 全体

- ・情報化に対応した設備を整備するとともに、将来の技術革新に柔軟に対応できる設備とすること。
- ・防災設備の充実を図ること。
- ・環境や省エネルギーに配慮した設備とすること。

(2) 電気設備仕様

高圧受変電設備

高圧受変電設備を設置すること。

非常用自家発電設備

- ・非常用自家発電設備を設置すること。
- ・停電時対応用とし、下記の負荷設備が5時間程度の稼動が可能なものとする。

負荷設備 : 防災負荷(消火栓ポンプ、非常照明、誘導灯)
一般負荷(給排水衛生設備、エレベーター、非常用コンセント)
火葬炉設備負荷

幹線動力設備

- ・屋外キュービクルから各動力盤に至る幹線敷設及び各動力盤より空調設備、給排水衛生設備等の負荷に対する配管配線工事を行うこと。
- ・変圧器系統毎にIGR方式絶縁監視装置を取り付けること。
- ・幹線はCVTケーブルを用い、防災負荷等は用途に応じ、防災、耐熱及び耐火ケーブルを用いること。

電灯及びコンセント設備

- ・屋外キュービクルから各電灯盤に配管配線工事を行うこと。
- ・照度基準は、JIS中間値以上とすること。
- ・各用途に応じた高効率の照明器具を用い、適切な配置配列とすること。
- ・火葬炉設備に用いる照明器具は、塵芥、湿気及び耐蝕等を考慮すること。
- ・共用部及び独立部の照明器具の点滅は、リモコン制御一括点滅と各部屋単独とすること。
- ・蛍光灯はHF蛍光灯を基本仕様とすること。
- ・高天井部は放電灯器具を用い、オトリフタ付きとすること。
- ・コンセント設備は、各用途に応じ設置すること。
- ・誘導灯及び非常照明器具はバッテリー型とすること。
- ・避難経路、事務室及び機械室のコンセントは自家発電回路とすること。
- ・外灯は、自動点滅に時間点滅を組み合わせた方式とすること。

電話設備

- ・事務室に電話交換機を設置し、施設内及び外部との通話ができるよう必要に応じ電話機を設置すること。
- ・引き込みは地中埋設配線工事とすること。
- ・必要と思われる場所に公衆電話用アウトレットを設置すること。

放送設備

- ・式場内は、単独放送ができるようにすること。
- ・非常放送設備を事務室に設置すること。

自動火災報知設備

- ・関連法令等により受信機、感知器を設置し、配管配線工事を行うこと。
- ・事務室に受信機を設置し、感知器と非常放送との連動とすること。

テレビ共聴設備

屋上面にアンテナ（UHF、VHF、BS）を設置し、必要と思われる場所まで配管配線工事を行うこと。

インタ - ホン設備

- ・各所にインタ - ホンを設置すること。（電話機が設置している場合は兼用も可とする。）
- ・通用口及びサ - ビスヤ - ドに障害者用ドアホン及び受付用ドアホンを設け、親機を事務室（夜間運用も考慮する）に設置すること。

表示設備

多目的便所内に非常呼び出し用押しボタンを設け、事務室に表示を出せるようにすること。

監視制御設備

- ・事務室に総合監視盤を設置すること。
- ・総合監視盤に収納する機器類は、高圧受変電設備警報盤、自動火災報知機、一般放送機器、非常放送機器、機械警備機器、ポンプ警報盤、空調機器制御盤等とすること。

避雷針設備

必要な場合は設置し、JIS 4201を遵守すること。

監視カメラ設備

監視カメラ設備を設置し、事務室にモニターを置くこと。設置個所及び設置場所は、施設規模等を考慮して事業者の提案とする。

(3) 給排水衛生設備仕様

給水設備

- ・市道埋設本管より分岐取り出し、給水メ - タ - を経て受水槽へ貯留すること。
- ・引き込み経路は地中埋設管とするが、躯体下部は通過させないこと。
- ・給水方式は、一般水栓類については、加圧給水とすること。
- ・軽食コーナー等で水を使用する場合には量水器（子メ - タ - ）を設けること。

中水設備

- ・水資源の有効利用を目的とした雨水利用を行うこと。
- ・躯体屋根の雨水の集水及び雑介物の除去を行い、地下ピット中水貯水槽へ貯留すること。
- ・中水の利用方法は便所洗浄水用とすること。
- ・加圧ポンプユニットは、2台並列交互運転（インバータ制御）、ナイロンコ - ティング仕様とすること。
- ・中水利用の設計方針は、建設省営繕部監修「排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説」（平成9年版）を準用すること。

排水設備

- ・汚水系統と雑排水系統を分けた分流式とすること。
- ・排水は、合併浄化槽を通し、自然流下とすること。
- ・埋設配管及び柵類には十分な地盤沈下対策を施すこと。

給湯設備

- ・ガス又は電気を熱源とした局所給湯方式とすること。
- ・ソ - ラ - システム利用による給湯設備を設置し、シャワ - 用等とすること。

衛生器具設備

- ・衛生面、節水面を考慮した器具を選定し、自動水栓、感知式フラッシュ弁節水型水栓を設置すること。
- ・女性用便所に擬音器を設置すること。
- ・各種水栓は用途に合った器具を選定すること。（レバ - 水栓等）
- ・便器の仕様は次のとおりとすること。
 - 洋 風 大 便 器：暖房便座、ウォシュレット、節水型フラッシュバルブ
 - 小 便 器：一体型感知洗浄弁式
 - 洗 面 器：カウンタ - はめ込み型自動水栓式
 - 多目的便所大便器：自動フラッシュバルブ式、身体障害者用洗面器、暖房便座、ウォシュレット、オストメイト、ベビシ - ト、ベビ - キ - プ
 - 掃 除 用 流 し：バック付掃除用流し

(4)空調設備仕様

熱源機器設備

- ・ガス方式（電気併用も可）とすること。
- ・ガスの場合は、ガスヒートポンプ方式とすること。
- ・電気の場合は、空冷氷蓄熱ユニット方式（ピークカット又はピークシフト率40パーセント以上、深夜電力使用）とし、空気調和は、全熱交換機（加湿器付）方式とすること。

空調及び換気設備

- ・空調及び換気設備は、事務室で集中管理できるようにすること。
- ・空調設備によらない部屋の換気設備は、吹き溜まりがないように配慮して設置すること。

2.3.8 火葬炉設備

- ・火葬炉数については、最終年度までに14基を設置すること。増設を含む設置計画は、1日最大火葬取扱件数（1炉1日あたり3回転とする）に対応する性能を満たすことを前提に、処理量や業務集中度等の条件から事業者の提案とする。火葬場の年間火葬取扱数及び1日最大火葬取扱数を表2に示す。
- ・機能点検及び保守管理のための休止期間を考慮し、予備炉を含めた必要火葬炉数を確保すること。
- ・火葬炉には別途、動物炉1基を設置すること。
- ・動物炉は、犬、猫などのペットを対象とし、設備は合葬及び個別葬に対応できる形態とすること。
- ・火葬炉の形式及び関連する運転管理システム等については、事業者の提案とする。

表2 火葬場の年間火葬取扱数及び1日最大火葬取扱数

	年間火葬取扱数	1日最大火葬取扱数
平成17年度(8月~)	1,910	23
平成18年度	2,990	24
平成19年度	3,070	25
平成20年度	3,150	25
平成21年度	3,270	26
平成22年度	3,400	27
平成23年度	3,530	28
平成24年度	3,660	29
平成25年度	3,800	30
平成26年度	3,930	30
平成27年度	4,080	31
平成28年度	4,210	32
平成29年度	4,350	33
平成30年度	4,470	34
平成31年度	4,630	35
平成32年度	4,740	34
平成33年度	4,850	36
平成34年度	5,000	37
平成35年度	5,110	37
平成36年度	5,240	38
平成37年度	5,370	39

(1)概要

- ・火葬炉設備工事に關し、關係諸法令及び關係諸規格等に定めるもののほか、(2)火葬炉主要項目を満足する設備を設置すること。なお、詳細にわたり明記しないものであっても、この施設の目的達成上必要な機械及び装置類等については、責任をもって完備すること。
- ・諸施設は、高い安全性と信頼性及び十分な耐久性を有し、かつ、維持管理が容易なものとする。
- ・ばい煙、悪臭及び騒音等の公害防止並びに周辺環境に十分配慮した設備とすること。
- ・運転及び維持管理の省力化並びに諸経費の軽減が図られた設備とすること。
- ・施設の作業環境及び労働安全、衛生に十分配慮した設備とすること。
- ・天災時の対応を考慮した設備とすること。

(2)火葬炉主要項目

火葬能力

重量：遺体重量は100kg程度を最大とし、柩20kg及び副葬品5kgを標準とする。

柩寸法：長さ 2,000mm ~ 2,100mm

幅 600mm ~ 700mm

高さ 500mm ~ 650mm

使用燃料

天然ガス(13A)とすること。

主要設備方式

ア 炉床方式

台車式(前入前出方式)とすること。

イ 排ガス冷却方式

空気により均一、急速に降温できる方式とすること。

ウ 排気方式

強制排気方式(2炉以下1排気系列とする)。ただし、動物炉(1基)については、単独排気とすること。

火葬炉設備の運転管理

運転管理は、中央集中管理制御方式とし、燃焼や排ガス状況等の監視及び制御も行うものとする。また、運転及び監視並びに公害の防止に必要なデータ処理と記録を行うこと。

その他条件

ア 安全対策

- ・日常の運転について危険防止及び操作ミス防止のため、各種インターロック装置を設け、非常時の場合、各装置が全て安全側へ作動するようエマージェンシー回路を設けるものとする。

- ・火葬業務従事職員の安全、事故防止には十分配慮すること。
- ・火葬業務従事職員の火傷防止のため、機器類、配管類の表面温度が、50 以下になるよう保温（断熱）工事を行うものとする。
- ・炉作業室内温度は30 以下、炉機械室内温度も30 以下になるように計画すること。

イ 機器配置等

- ・維持管理が容易な構造、配置とし、作業及びメンテナンススペースを確保すること。
- ・機器配置はオーバーホール時を考慮して設計すること。

ウ 非常時の運転

- ・天災時等の停電時には、発電設備からの電力供給を受けるシステムとすること。
- ・停電時には、全火葬炉（動物炉を除く）を同一時間帯に強制排気方式で運転するが、この際バグフィルタ等の集塵装置は使用しなくてもよい。
- ・発電設備の容量は、上記条件及び他の斎場設備の運転条件を考慮して決定すること。
- ・天災時における火葬炉への燃料供給方法についても考慮するもとし、代替燃料の種類やその量及び備蓄方法等は、事業者の提案とする。

公害防止基準

ア 排ガス基準

排ガス基準は一工程の平均値とし、1 排気筒出口において、次の基準値以下とすること。

ばいじん量	0.01g/Nm ³
硫黄酸化物	30 ppm
窒素酸化物	80 ppm
塩化水素	50 ppm
一酸化炭素	30 ppm（平均）
酸素濃度（炉出口）	6 % 以上
ダイオキシン類濃度	1ng-TEQ/Nm ³ （酸素濃度換算値12%）

イ 臭気基準

臭気基準は1 排気筒出口において、次の基準値以下とすること。

法定悪臭物質

項 目	排気筒出口（単位 ppm）
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009

イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

臭気濃度 500 (排気筒内) 10 (敷地境界)

ウ 騒音基準

項目	単位 d B
作業所内 (1炉稼動)	70
炉前中央 (全炉稼動)	60
敷地境界 (全炉稼動)	50

エ 振動基準

項目	単位 d B
敷地境界 (全炉稼動)	60

オ その他

- ・本施設はいかなる場合も可視煙を出さないものとする。
- ・本項に特に指定していないものについては、関係法令及び関係条例等によるものとする。

(3)材料及び機器

基本的事項

使用材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合した欠陥のない製品で、かつ、すべて新品とし、日本工業規格 (JIS)、電気規格調査会標準規格 (JEC)、日本電気工業会規格 (JEM) に規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならないほか、次に掲げる項目を満足する材料及び機器とすること。

- ・高温部に使用される材料は、耐熱性に優れたものである。
- ・腐食性環境で使用される材料は、耐蝕性に優れている。
- ・磨耗の恐れのある環境で使用される材料は、耐磨耗性に優れている。
- ・屋外で使用されるものは、対候性に優れている。

なお、使用材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験成績等を十分検討の上、選定する。また、できる限り汎用品を用いるものとする。

機器メーカーの選定

本設備に使用する材料及び機器は、すべて事業者の判断により選定すること。

(4)排ガス等検査及び保証事項

排ガス等検査

事業者は次の条件で排ガス等検査を行い、その結果を排ガス等検査報告書として提出すること。

- ・排ガス等検査における性能保証事項等の計測及び分析の依頼先は、法的資格を有する第三者機関とすること。
- ・大気汚染に係る排ガス等検査は、竣工年度は全排気系列について、翌年度以降は市が指定する1排気系列連続運転で実施すること。また、騒音及び振動に係る排ガス等検査は、竣工年度の全炉運転時に実施すること。
- ・排ガス等検査の実施時期については、市が指定するものとする。
- ・事業者は、排ガス等検査によって環境基準を上回る排気ガスの排出が確認された場合には、速やかに市に報告を行うとともに、予約状況等を勘案のうえ、該当する排気系列の炉の運転を停止し、自らの責任と費用において改善策を講じること。なお、運転再開については、市と協議の上、決定すること。

保証事項

ア 責任施工

本設備の性能及び機能は事業者の責任により発揮され、かつ保証されなければならない。

イ 保証内容

- ・事業期間中は、すべての機器の性能及び能力を保証するものとする。
- ・保証期間中に生じた設計、施工及び材料並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は、事業者の負担により速やかに補修、改造または交換すること。(ただし、災害時の緊急対応については市と協議のうえ判断する)

(5)機械設備工事仕様

共通事項

- ・設備の保全及び日常点検に必要な歩廊、階段、柵、手摺及び架台等を適切な場所に設けるものとし、作業能率及び安全性を十分考慮した構造とすること。
- ・機器配置の際は、点検、整備、修理などの作業が安全に行えるよう、周囲に十分な空間と通路を確保すること。
- ・高所に点検等の対象となる部分のある設備では、安全な作業姿勢を可能とする作業台を設けること。
- ・騒音及び振動を発生する機器は、防音防振対策を講じること。
- ・回転部分、運転部分及び突起部分には保護カバーを設けること。
- ・電動機は、用途に応じた構造形式及び使用環境に適した保護形式のものとする。

歩廊、作業床、階段工事

- ・通路は段差を設けないものとし、障害物が避けられない場合は踏み台等を設けること。
- ・必要に応じて手摺及びガードを設けるなど転落防止策を講じること。

- ・歩廊は、原則として行き止まりにしないこと。(2方向避難の確保)

配管工事

- ・使用材料及び口径は、使用目的に最適な仕様のものを選定すること。
- ・建築物の貫通部及び配管支持材は、美観を損なわないよう留意すること。
- ・耐震性を考慮すること。
- ・バルブ類は、定常時の設定(「常時開」等)を明示すること。

保温及び断熱工事

- ・仕様箇所に適した材料を選定すること。
- ・高温となる機器類は、断熱被覆及び危険表示等の必要な措置を講じること。
- ・ケーシング表面温度は、50以下となるよう施工すること。

塗装工事

- ・機材及び装置は原則として現場搬入前に錆止め塗装をしておくこと。
- ・塗装部は、汚れや付着物の除去、化学処理等の素地調整を十分行うこと。
- ・塗装材は、塗装箇所に応じ耐熱性、耐蝕性及び耐候性等を考慮すること。
- ・塗装仕上げは原則として錆止め補修後、中塗り1回、上塗り2回とすること。
- ・機器類は、原則として本体に機器名を表示すること。
- ・配管は、各流体別に色分けし、流体名と流動方向を表示すること。

その他

- ・火葬業務に支障が生じないように、自動操作の機器は手動操作への切替えができるものとする。
- ・火葬中の停電時においても、安全かつ迅速に機器の復旧ができること。
- ・将来の火葬炉の更新を考慮した機器配置とすること。
- ・本設備は地震に対し、人の安全や施設機能の確保が図られるよう施工すること。
- ・設備の運転管理に必要な点検口、試験口及び掃除口を適切な場所に設けること。

(6) 燃焼設備

主燃焼炉

- ・ケーシングは鋼板製とし、極力隙間から外気の進入がない構造とすること。
- ・炉の構造は、柙の収容、焼骨の取り出しが容易で、耐熱性及び気密性を十分保てるものとし、運転操作性、燃焼効率がよいもので維持管理面を考慮すること。
- ・炉の構造材は、使用箇所に応じた特性及び十分な耐久性を有するものとする。
- ・炉内圧力は、経済性を含め、運転に支障のないものとする。
- ・動物炉の主な仕様は、火葬炉と同等とすること。
- ・炉内温度は800以上とすること。

断熱扉

- ・ 堅牢で開閉操作が容易であり、かつ断熱性、気密性が維持できる構造とすること。
- ・ 開閉装置故障の際には手動で開閉できるものとすること。

炉内台車

- ・ 柵の収容、焼骨の取り出しが容易で、運転操作性、燃焼効率がよいものとすること。
- ・ 十分な耐久性を有し、汚汁の浸透による臭気発散がない構造とすること。

炉内台車移動装置

- ・ 炉内台車を前室及び主燃焼炉内に移動でき、安全に運転できるものとすること。
- ・ 機械的な故障時においても、手動に切替えが可能な方式とすること。
- ・ 主燃焼炉内への空気の進入を極力防止できる構造とすること。

再燃焼炉

- ・ 火葬効率がよく、煤煙、臭気の除去に必要な滞留時間と燃焼温度を有すること。
- ・ 火葬開始時から、煤煙、臭気成分の除去に必要な性能を有すること。
- ・ 混合、攪拌燃焼が効果的に行われる炉内構造とすること。
- ・ 最大排ガス時（主燃焼炉排ガス量 + 再燃焼炉発生ガス量）において1.0秒以上の滞留時間を確保できるとともに、混合攪拌が効果的に行われる構造とすること。
- ・ 炉内圧力は、経済性を含め、運転に支障のないものとすること。
- ・ 炉内温度は800 以上とすること。

燃焼装置

ア 主燃焼炉用バーナ

- ・ 火葬に適した性能を有し、安全確実な着火と安定した燃焼ができること。
- ・ 低騒音で安全性が高いこと。
- ・ 難燃部に火炎を照射できること。
- ・ 燃焼量の調整が可能なものとすること。
- ・ 火炎形状の調整が可能なものとすること。
- ・ 傾動の調整が可能なものとすること。

イ 再燃焼炉用バーナ

- ・ 炉の温度制御ができ、排ガスとの混合接触が十分に行えること。
- ・ 安全確実な着火と安定した燃焼ができること。
- ・ 低騒音で安全性が高いこと。
- ・ 燃焼量の調整が可能なものとすること。
- ・ 火炎形状の調整が可能なものとすること。

ウ 燃焼用空気送風機

- ・ 容量は、実運転に支障がない安定した制御ができるものとすること。
- ・ 低騒音及び低振動のものとすること。

(7)通風設備

排風機

- ・容量は、実運転に支障がないよう風量及び風圧に余裕を持たせること。
- ・排ガスに対して耐熱性、耐蝕性を有するものとする。
- ・軸受の冷却は空冷式とすること。
- ・低騒音及び低振動のものとする。

炉内圧制御装置

- ・炉内圧力の変動に対する応答が早く、安定した制御ができるものとする。
- ・炉内を適切な負圧に維持できるものとする。
- ・炉内圧力の制御は、各炉毎に単独で行うこと。
- ・高温部で使用する部材については、十分な耐久性を有する材質のものを選定すること。
- ・点検、補修及び交換が容易にできるよう考慮すること。

煙道

- ・冷却装置、集塵装置及び排気筒を除く排ガスの通路とすること。
- ・ダストの堆積がない構造とすること。
- ・内部の点検及び補修がしやすい構造とし、適所に点検口を設けること。
- ・熱による伸縮を考慮すること。
- ・2炉以下1排気系列とし、動物炉は1系列分とすること。

排気筒

- ・騒音発生の防止と排ガスの大気拡散を考慮し、適切な排出速度とすること。
- ・耐震性、耐蝕性及び耐熱性を有し、雨水等の進入防止にも考慮した構造とすること。
- ・排ガス及び臭気の測定作業を安全に行える位置に測定口を設けること。

(8)排ガス冷却設備

排ガス冷却器

- ・再燃焼炉から排出される高温ガスを降温できる構造とすること。
- ・耐熱性、耐蝕性にすぐれた材質とすること。
- ・必要に応じ1次冷却器を設けること。
- ・温度制御方式は、自動に制御できるものとする。
- ・ガス温度は冷却出口で200 未満とすること。

(9)排ガス処理設備

集塵装置

- ・排ガスが偏流しない構造とすること。
- ・排ガスの結露による腐食やダストの固着が生じない材質及び構造とすること。

- ・捕集したダストは、自動吸引装置による自動排出とすること。
- ・バイパスダクトを設けるものとする。なお、バイパスは集塵装置の保護用及び排風機故障時の排気用の2経路を設けるものとし、要所に切替えダンパを設置すること。
- ・処理ガス量は、実運転に支障がないよう余裕をとること。
- ・動物炉は、単独で設けること。
- ・設計ガス温度は、200 未満とすること。
- ・設計出口塵量は、0.01 g / Nm³以下とすること。

(10) 附帯設備

前室

- ・会葬者の目に触れる部分は、尊厳性を損なわない材質とすること。
- ・遮音、断熱を考慮した構造とすること。
- ・炉内台車の清掃が容易にできる構造とすること。

炉前化粧扉

- ・表面意匠は、デザイン性を十分に考慮すること。
- ・遮音、断熱を考慮した構造とすること。
- ・開閉操作は炉前操作盤にて行い、手動開閉も可能であること。

残灰処理設備

- ・吸引設備は残灰用1系列、飛灰用1系列を設けること。
- ・吸引装置は、各系列とも4箇所を同時吸引できる能力を有すること。
- ・吸引装置は、低騒音のものとする。
- ・焼骨粉碎機を1基設けること。(散骨希望及び残灰の処理に対応する)
- ・容量は、実運転に支障がないものとする。

柩運搬車

- ・柩を霊柩車から告別する場所及び炉前まで運搬し、さらに前室内の炉内台車上に柩を安置するための専用台車とすること。
- ・電動走行式とするが、手動に切替えができるものとする。
- ・バッテリーは、一日の通常作業に支障がない容量とすること。

台車運搬車

- ・電動走行式とし、手動切替えができるものとする。
- ・炉内台車の出し入れが自動で行える装置を備えること。
- ・バッテリーは、一日の通常作業に支障がない容量とすること。

(11) 電気計装設備工事仕様

計画概要

- ・ 運転管理は監視室で行うものとし、プロセス監視に必要な機器、表示器、警報装置を具備すること。
- ・ 火葬炉設備で使用する電源は、動力用は三相 200V (50Hz)、制御用は単相 100V (50Hz) とすること。
- ・ 火葬炉設備の更新等を考慮すること。

電気設備

- ・ 配線は、動力用はCVケーブル等、制御用はCVVケーブル、CVVSケーブル、耐熱ケーブル等、目的及び使用環境に適したものを使用すること。
- ・ 電線管は、原則として金属管とすること。
- ・ ケーブル配線には、必要に応じ、ケーブルラックを使用すること。
- ・ 使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、同メーカー製品に統一すること。
- ・ 盤類は搬入を十分考慮した形状及び寸法とすること。
- ・ 盤類は原則として防塵構造とすること。
- ・ 計装項目は、計装制御一覧(別紙1)の内容を参考とすること。

ア 動力制御盤

- 形式 : 鋼板製自立閉鎖型
内蔵機器 : 火葬炉設備動力用機器一式

イ 火葬炉現場操作盤

- 形式 : 鋼板製自立閉鎖型及び壁掛型
(タッチパネル方式とし、全てのデータや機器の状態が表示されるとともに、機器の手動動作が行えること)
内蔵機器 : 火葬炉現場操作機器一式

ウ 中央監視盤

火葬炉設備の運転状態を火葬炉の系統別に集中監視できるものとする。
また、炉ごとの機器の手動運転も中央監視装置により行えるものとする。

- 形式 : CRT若しくは液晶方式デスク型(カラー)
数量 : 各炉の運転状態の監視等同時に可能な台数とする。
主要機能 : 火葬炉運転状態表示機能
火葬炉運転制御機能
日報、月報及び年報作成機能
プロセスデータの収集、記録、分析、保存機能(炉内温度、圧力、一酸化炭素濃度及び酸素濃度)
パラメータの記録トレンド表示機能(同上)
遠隔操作機能
その他 : 無停電電源装置
レーザープリンターその他必要なもの

計装制御設備

- ・ 火葬炉の安定した運転及び制御に必要な計装制御機器を設けること。
- ・ 原則として火葬炉の運転及び制御は炉操作盤で行うこととするが、中央監視室でも監視や各種記録の他、機器遠隔操作ができるものとし、計装制御項目は、別表 1 の内容を参考とすること。

その他

- ・ 保守点検工具
- ・ 予備品及び消耗品は、運営期間中に必要な数量をランニングコストに支障のないように備えておくこと。

(別表1)

計装制御一覧

区分 計装制御名称	数量	単位	制御方式		中央監視制御盤				炉・現場操作盤			
			自動	手動	表示指示	操作	記録	警報	表示指示	操作	警報	
バーナ火炎監視	(事業者提案)	組										
主燃焼炉温度	"	組										
再燃焼炉温度	"	組										
炉内圧力	"	組										
排ガス冷却器出口温度	"	組										
酸素濃度	"	組										
ガス圧	"	組										
ガス緊急遮断(各炉)	"	組										
排煙濃度	"	組										
残灰吸引圧	"	組										
飛灰吸引圧	"	組										
燃料ガス流量(総量)	"	組										
稼働時間(炉毎)	"	組										
運転状態	"	組										
地震時ガス遮断装置	"	組										
緊急停止	"	組										
断熱扉開閉	"	組										
炉内台車移動	"	組										
集塵機逆洗装置	"	組										
集塵機加温装置	"	組										
集塵機用空気圧縮機	"	組										
集塵機バイパスダンパ	"	組										
2次空気量調節ダンパ	"	組										
冷却用送風機	"	組										
排風機	"	組										
炉使用回数(炉毎)	"	組										
一酸化炭素濃度・酸素濃度	"	組										

事業者提案による数量は初年度に設置する数量及び、増設する場合の年度とその数量を記載すること。

3. 施設の運営に関する要求水準

3.1 総則

- ・事業者は、施設の供用開始から事業期間終了までの間、当該斎場施設の円滑な運営、安全性の確保、施設の利便性及び信頼性を高めることを目指し、施設の運営業務を行うこと。
- ・事業者は、利用者の立場に立った良質なサービスの提供を実施すること。
- ・事業者の職員が、会葬者及び葬祭業者から、金銭や物品等の心付けを受領しないように徹底すること。
- ・運営業務の実施にあたっては、ISO14001に準拠した運営マニュアルを整備し、省エネルギー及び省資源に努めること。

3.2 施設の運営時間、利用料金

3.2.1 営業日数

(1)年間営業日数

年間300日以上とする。

(2)休業日

- ・火葬場の定期休業日は、1月1日、1月2日、友引とする。
- ・葬祭場の定期休業日は、1月1日、1月2日とする。
- ・定期点検等による休業を設定する際は 事前に市と調整を行うこと。

3.2.2 営業時間

(1)火葬場

営業時間は9時00分から17時00分までとする。

(2)葬祭場

- ・営業時間は9時00分から21時00分までとする。
- ・営業時間外については、お通夜後に遺族が施設内に滞在することにも対応すること。

3.2.3 利用料金

- ・別途、市の条例で定める。

3.3 火葬炉運転業務

- ・火葬時間及び冷却時間は事業者の提案とするが、公害防止基準を守り、運営に支障のないようにすること。また、適切な時間に対応できるように、職員の配置にも考慮すること。
- ・事業者は、遺体や副葬品の状況に応じて、適切な焼骨となるよう努めること。
- ・事業者は、機器が故障しないよう、日ごろから点検保守に努めること。なお、火葬中に機器のトラブルが発生した場合には、原因を追求し、安全を最優先した上で、火葬が継続できるよう最大限の努力をすること。

- ・事業者は、環境保全に配慮して火葬炉の運転を行うこと。
- ・事業者は、火葬炉のメンテナンスを行うとともに、計器によって得られる情報を有効に活用し、適切な運転を行うことによって、火葬炉の排ガス中のダイオキシン類濃度、ばいじん、硫酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、塩化水素の削減に取り組むこと。
- ・事業者は、遺族の気持ちや遺体の尊厳に配慮しながら業務を行うこと。

3.4 利用者受付業務

3.4.1 予約受付業務

- ・予約受付システムを活用し、受付業務を行うこと。
- ・受付業務で知り得た個人情報の管理には、十分注意すること。

3.4.2 玄関業務

(1)車両の誘導

霊柩車の適切な誘導を行い、安全に十分配慮すること。

(2)受付業務

- ・霊柩車等到着時に、受付での手続を誘導すること。
- ・利用者から火葬許可証の提出を受け、内容を確認すること。
- ・市の条例に基づいて、利用者から使用料を徴収すること。
- ・火葬を行った後、火葬許可証に済印を押すこと。
- ・業務の実施にあたっては、利用者に対して、不愉快な印象を与えないように従業員教育に留意すること。

3.5 告別業務

- ・告別の準備をし、遺族関係者に対し告別の案内をすること。
- ・告別式終了後、後片付け等を行うこと。
- ・業務の実施にあたっては、利用者に対して、不愉快な印象を与えないように従業員教育に留意すること。

3.6 炉前業務

- ・柩を火葬炉の前へ移動し、喪主に名前を確認した後、柩を入炉すること。
- ・柩の入炉後、出炉予定時間について説明し、控室へ誘導すること。
- ・会葬者が輻輳しないように務め、特に集中日には適切な職員の配置に努めること。
- ・焼骨の取り違い事故が発生しないように対策を講じること。
- ・入炉時等の遺族関係者の安全について配慮すること。
- ・業務の実施にあたっては、利用者に対して、不愉快な印象を与えないように従業員教育に留意すること。

3.7 収骨業務

- ・焼骨を火葬炉から出炉し、収骨する場所で、喪主及び遺族関係者に収骨の案内を行うこと。

収骨作業等の手伝いについては事業者の判断とする。

- ・喪主に対して押印した火葬許可証を返却すること。
- ・副葬品の残滓については、喪主及び遺族関係者の同意を得た上で、処理すること。
- ・収骨終了後、喪主及び遺族関係者の収骨する場所からの退出を誘導すること。
- ・喪主及び遺族関係者の退出後、収骨する場所の清掃を行うこと。
- ・出炉の方法等について、喪主及び遺族関係者の安全に配慮すること。
- ・散骨を希望する遺族については、焼骨粉碎機で粉碎処理を行った後、遺族に遺骨を引き渡すこと。また、遺族が収骨した遺骨を引き取らないことを希望した場合には、焼骨粉碎機で粉碎処理を行った後、残骨灰として適切に扱うこと。
- ・業務の実施にあたっては、利用者に対して、不愉快な印象を与えないように従業員教育に留意すること。

3.8 売店及び食堂業務

- ・施設内に整備される売店及び食堂の運用に関して、効率的かつ施設の円滑な運用を妨げないよう十分配慮した業務計画を提案すること。調理設備を建築条件としていないため、調理員の配置などは必ずしも必要としないものとする。
- ・定期的に業務実績の報告を行うこと。
- ・業務に係る売上金は事業者に帰属するものとする。
- ・業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、食材等への安全を配慮すること。
- ・業務の実施に必要な電気、水道及びガスの使用料は事業者の負担とし、計量メーターを設置するなどして月々の使用料の算出が可能な状態にしておくこと。
- ・業務終了後は、施設の施錠確認、消灯及び火気の始末に努めること。
- ・当該業務に係る従業員の確保については、地元地域からの雇用に配慮すること。

3.9 葬祭場運営業務

3.9.1 受付業務

- ・葬祭場の式場予約管理、料金徴収の代行業務及び設備貸与に関する業務を実施すること。
- ・式場の予約管理については、予約システムを活用すること。
- ・式場の使用終了後、備品や消耗品の確認、火元の確認及び消灯の確認を行うこと。

3.9.2 祭壇等の貸出管理業務

- ・市が保有し、葬祭場内の保管スペースに収納する貸出用祭壇については、利用申し出のある葬祭業者宛に貸出を行う。
- ・貸出用祭壇の破損、紛失など、貸出に支障が発生した場合には、速やかに市に報告する

3.9.3 霊安室業務

- ・葬祭場の予約者の希望に応じて、霊安室に遺体を安置すること。
- ・霊安室の使用料は、市の条例で定める。
- ・市が緊急に使用する場合に備え、2体分の安置スペースを常に確保しておくこと。

3.10 動物炉運營業務

- ・動物炉の予約受付は、葬祭場及び火葬場の予約受付システムとは別系統とし、受付方法は事業者の提案とする。
- ・利用者が来場した際には予約を確認し、市の条例に基づいて、利用者から使用料を徴収すること。
- ・利用者に対し告別、火葬の手順について案内をすること。
- ・動物炉で火葬を行うこと。なお、火葬時間等については事業者の提案とする。
- ・火葬を行った後、収骨を希望する利用者に対しては収骨の手伝い等を行うこと。

3.11 霊柩自動車運送業務

- ・事業者が、霊柩車の運行サービスの実施を希望する場合は、供用開始前に市と協議すること。

3.12 料金徴収代行業務

- ・事業者は、市が条例によって定めた使用料金等を、利用者から徴収すること。
- ・徴収した料金は、地方自治法施行令第158条の歳入の徴収、または、収納の委託に係る規定及び越谷市会計規則等に従い、市が指定する金融機関に入金すること。
- ・料金徴収代行業務を、SPCの構成企業以外の第三者に再委託することはできない。

3.13 その他事務支援業務

- ・墓地、埋葬等に関する法律に基づき必要とされる資料や図面等を管理すること。

4. 施設の維持管理に関する要求水準

4.1 総則

- ・事業者は、供用開始から事業期間終了までの間、施設の品質及び品格を保持し、劣化に伴う機能低下を防止して安全性及び機密性を確保し、信頼性を高め、資産の効果的な活用を図るため、施設の維持管理業務を行うこと。
- ・施設の維持管理業務の実施にあたっては、ISO14001に準拠した施設維持管理マニュアルを整備し、省エネルギー及び省資源に努めること。

4.2 建物保守管理業務

- ・斎場施設の性能及び機能を維持し、公共サービスの提供やその他の各種業務が安全かつ快適に行われるよう、各部の点検、保守、補修、修繕及び交換を実施すること。
- ・当事業で市が要求する建物維持管理業務のサービス水準を示す参考資料として、最新版『建設保全業務共通仕様書』（国土交通[旧建設]省 大臣官房官庁営繕部監修）の「第2編第2章 建築」及び同「第7章 工作物及び外構等」を参照すること。
- ・『建設保全業務共通仕様書』に示された仕様によるものと同水準のサービスを第一の達成目標として作業仕様を策定することとするが、点検の回数及び方法等については遵守する必要はないものとする。

4.3 建物設備保守管理業務

- ・施設の性能及び機能を維持し、公共サービスの提供やその他の各種業務が安全かつ快適に行われるよう、電気設備、機械設備、監視制御設備、防災設備及び本事業の建設工事に含まれる備品等について、適切な設備維持管理計画の基に運転、監視、点検、対応（保守）、補修、修繕、交換、分解整備及び調整等を実施すること。
- ・当事業で市が要求する設備維持管理業務のサービス水準を示す参考資料として、最新版『建設保全業務共通仕様書』（国土交通[旧建設]省 大臣官房官庁営繕部監修）の「第2編第3章 電気設備」から同「第6章 防災設備」までの各章の中で、自らが提案する施設の設備に対応する部分を参照すること。
- ・設備の運転及び監視については、利用状況、利用時間、気候の変化、利用者の快適さ等を考慮に入れて柔軟性のある運転監視業務計画を策定し、それによって各種設備を適正な操作によって効率よく実施すること。
- ・各設備の関係法令を遵守して適切な点検を実施するのに加え、設備点検計画を策定し、それによって各種設備について定期的に点検及び対応を行うこと。

4.4 外構維持管理業務

- ・施設内の緑樹を保護し、育成して、豊かで美しい環境を維持すること。
- ・植物の形状及び生育状況に対する剪定や施肥並びに病害虫に対する薬液散布等の手入れを、適切な植栽管理計画に沿って実施すること。
- ・当事業で市が要求する外構維持管理業務のサービス水準を示す参考資料として、最新版『建設保全業務共通仕様書』の「第6編 1 植栽の管理」を参照すること。ただし、『建設保全業

務共通仕様書』に示された仕様によるものと同水準のサービス水準を達成目標として作業仕様を策定することとするが、剪定箇所及び回数、水やりの方法、業務手続きの詳細規定などについては遵守する必要はないものとする。

- ・業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は十分な管理を行うこと。
- ・業務の実施に必要な電気、水道及びガスの使用料は市の負担とするが、作業においては計画的な節約に努めること。
- ・作業担当者は、職務にふさわしい制服を着用すること。

4.5 清掃業務

- ・斎場施設を美しく衛生的に保ち、公共サービスの提供やその他の各種業務が快適な環境の基で円滑に行われるよう清掃業務を実施すること。
- ・当事業で市が要求する清掃業務のサービス水準を示す参考資料として、最新版『建設保全業務共通仕様書』の「第4編 清掃」を参照すること。
- ・『建設保全業務共通仕様書』に示された仕様によるものと同水準のサービス水準を達成目標として作業仕様を策定することとするが、清掃の箇所、回数及び方法や業務手続きの詳細規定などについては遵守する必要はないものとする。
- ・各種業務及びサービスに支障のないよう配慮した作業計画を策定し、実施すること。
- ・清掃業務によって収集した廃棄物は、適正な処理を行うこと。
- ・業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努めること。
- ・業務の実施に必要な電気、水道及びガスの使用料は市の負担とするが、作業においては計画的な節約に努めること。
- ・業務終了後は、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末に努めること。
- ・作業担当者は、職務にふさわしい制服を着用すること。
- ・業務に使用する資材及び消耗品は、すべて品質保証のあるもの（JISマーク商品等）を用いること。
- ・建物内外の仕上げ面及び備品等を適切な頻度や方法で清掃すること。
- ・仕上げ材の性質等を考慮しつつ、日常清掃、定期清掃及び特別清掃を適切に組み合わせた作業計画を立案、実施し、標準仕様に沿って作業を実施した場合と同等水準またはそれ以上の施設的美観と衛生性を保つこと。

4.6 環境衛生管理業務

- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、ゴキブリ、ダニ、その他の害虫の駆除、空気環境の測定、貯水槽及び浄化水槽の清掃と水質管理、配水施設の清掃と補修を実施すること。
- ・当事業で市が要求する環境衛生管理業務のサービス水準を示す参考資料として、最新版『建設保全業務共通仕様書』を参照すること。ただし、『建設保全業務共通仕様書』に示された仕様によるものと同水準のサービス水準を達成目標として作業仕様を策定することとし、「環境衛生管理共通仕様書」に示された個々の仕様（害虫駆除箇所及び回数、駆除の方法、業務手続きの詳細規定など）については遵守する必要はないものとする。
- ・害虫駆除に際しての噴霧法、散布法その他の有効と認められる駆除方法を事業者の選択により採用すること。
- ・駆除作業は専門技術者の指導のもとに行うこと。
- ・本施設における各種業務及びサービスに支障のないよう配慮した作業計画を策定し、実施すること。
- ・業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は十分な管理を行うこと。
- ・業務の実施に必要な電気、水道及びガスの使用料は市の負担とするが、作業においては計画的な節約に努めること。
- ・業務終了後は、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末に努めること。
- ・全ての作業担当者は、勤務時間中は職務にふさわしい制服を着用すること。

4.7 残骨灰及び集じん灰の管理業務

- ・残骨灰については、墓地、埋葬等に関する法律の趣旨に鑑み適切に管理すること。
- ・集じん灰については、残骨灰と分別し適切に管理すること。
- ・灰の搬出、最終処分は市の責任によって実施する。

4.8 警備業務

- ・施設の秩序を維持し、火災、盗難、破壊等のあらゆる事故の発生を警戒し、防止することにより、財産の保全と人身の安全を図り、本施設における各種業務の円滑な運営に寄与することを目的として施設の警備を行うこと。
- ・施設の利用時間を考慮し、建物内外の主な出入り口及び扉の施錠を行うとともに、本施設の鍵の収受、保管及びその記録を行うこと。
- ・警備業務の実施方法については、火葬場及び葬祭場ともに機械警備とする。なお、葬祭場については、火葬場の営業時間外に葬祭場の利用がある場合には、人員警備とすること。
- ・機械警備にあたっては、機械監視装置による不審者の発見等を行うこと。
- ・人員警備にあたっては、施設の利用時間及び規模等を勘案して適切な巡回警備計画を立て、定期的に施設内を巡回して不審者、不審物及び施設内の異常の発見等に努めること。
- ・警備担当者は、職務にふさわしい制服を着用すること。

4.9 火葬炉保守管理業務

4.9.1 業務の実施

- ・総則で定めた計画書に加え、毎事業年度の開始前に、「運転及び監視業務」、「日常点検及び巡視業務」、「定期点検、測定及び整備業務」を含む火葬炉設備保守管理業務年間計画書等を作成し、実施すること。
- ・修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査及び診断を行い、修繕等を実施すること。
- ・事業者は、日常点検及び巡視業務の結果を毎月1回、運転及び監視業務の結果を3ヶ月に1回、定期点検、測定及び整備業務の結果を少なくとも年1回市に報告すること。
- ・事業者は排出ガスの大気物質、法定悪臭物質、臭気、騒音、振動、ダイオキシンなどを第三者機関に測定させ、その結果を年1回市に報告すること。（測定対象の炉については、市がその都度指定する1系列とする）

4.9.2 設備管理記録の作成及び保管

設備の運転及び点検整備等の記録として、運転日誌（火葬炉及び動物炉運転日誌）、点検記録（燃料供給設備、動力設備、燃焼設備、駆動設備、炉体、排ガス処理設備、電気計装設備、運転支援システム、附帯設備の点検表）、整備事故記録（性別及び年齢別火葬件数、プロセスデータ及びトレンド、燃焼監視、収骨の場所等の利用、定期点検整備、補修、事故、故障、火葬炉設備に関わる備品、消耗品等の記録）を作成する。運転日誌及び点検記録は3年以上、整備事故記録等は、事業期間中保管すること。

4.9.3 異常発見時の報告

事業者は、運転監視及び定期点検等により、異常が発見された場合には、速やかに市に報告するとともに必要な対応策を講じること。

以 上